

「フツウ」とは何だろう？「当たり前」とは何だろう？「フツウ」の概念は時代と地域によって大きく異なるものだ。自分が吸い込んだ社会の空気で、安易に多数者を「フツウ」と捉えたり、少数者を「異常」と決めつけることの暴力性に気づいてほしい。

性的少数者に限らず、さまざまな問題を抱えた「当事者」が望んでいることは、そんなに特別なことではないと思う。



(上川あや 『変えてゆく勇気ー「性同一性障害」の私から』より)

ありのままの姿を大切にできる教職員であるために

— 性同一性障害を正しく理解する —

香川県教育委員会相談窓口

香川県教育委員会のHP「相談窓口」をご覧ください。

- 子ども電話相談
(子ども対象) ……087-813-3119
- 子育て電話相談
(保護者・学校関係者対象) ……087-813-2040
- メール相談 (子ども、保護者・学校〈園〉関係者対象)
- FAX相談 (子ども、保護者・学校〈園〉関係者対象)

◆学校関係者からの相談は、香川県教育委員会事務局人権・同和教育課(087-832-3780)でも受け付けます。

香川県教育委員会事務局人権・同和教育課
〒760-8582 香川県高松市天神前6番1号(香川県天神前分庁舎4階)
TEL:087-832-3780 FAX:087-806-0235

香 川 県 教 育 委 員 会

すべての子どもが安心して生活できるはずの学校で、性同一性障害の子どもはありのままの自分が認められず苦しんでいます。その苦しみは非常に大きく、子どもによっては不登校や自傷行為に陥る場合もあります。性同一性障害の子どもの状況を正しく理解し、すべての子どもが安心して活動できる学校をつくっていきましょう！

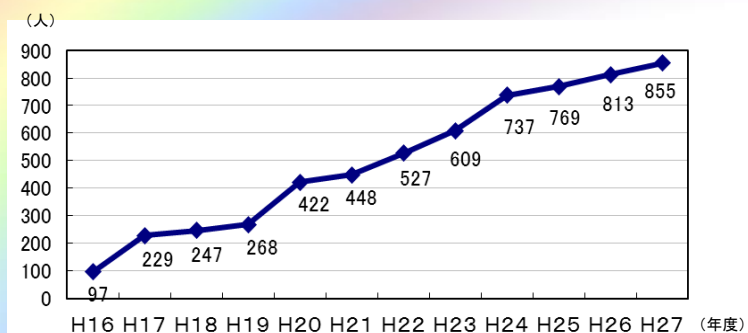
Q1: 性同一性障害とはどのようなものですか？

体の特徴（性器や染色体など）によって決められた性を「体の性」と呼び、それがそのまま戸籍上の男女の性別となっています。また、その人が自分の心の中で自覚している性を「心の性」と呼びます。多数の人は「体の性」と「心の性」が一致していますが、性同一性障害の方は「体の性」と「心の性」の違和感が強く、自分の「体の性」を強く嫌う傾向にあります。この状態は、例えば「女性が男性の着ぐるみを着せられ、男性としての生活を強いられているような状態」に近いといえます。

Q2: 性同一性障害の方はどのくらいいるのでしょうか？

これまで性同一性障害の方は数万人に1人程度いるといわれてきました。しかし、性同一性障害が医学的に認知された影響などから、以前に比べ悩みを訴える人が増えてきています。性同一性障害学会理事長の中塚幹也さん（岡山大学大学院教授）は「周囲の理解がなく打ち明けられずにいる人も含めれば、1,000人に1人程度いるのではないか」という専門家もいます。ごくまれなことと切り捨てず、一人一人が身近な問題ととらえれば、社会が向ける目はおのずと変わってくるのではないのでしょうか^{*1}と述べています。

平成16年7月には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たせば性同一性障害の方の戸籍上の性別変更が可能となりました。この法律により、平成27年度末までに全国で6,000人以上の方の性別変更が認められています。



性別変更が認められた性同一性障害者の数（裁判所の司法統計より作成）

Q3: 性同一性障害の子どもの苦しみはどのようなものですか？

自分の性別に対する違和感を早い段階から感じ始める子どもがいます。中塚さんらの実態調査^{*2}によれば、性同一性障害の方のうち約80%が小学校の時にすでに性別に対する違和感をもっていたそうです。性同一性障害の方によれば、学校生活では制服、トイレ、体育、身体計測、修学旅行などがつらかったと答える場合が多く、いずれも男女を明確に区別する場があるのが特徴です。ただし、小学校低学年の場合は、理由がわからずにイライラして保健室に駆け込むこともあるので注意が必要です。

また、自分の「体の性」に対する違和感は体の成長につれて強まる場合があります。第二性徴に伴い、自分がそうありたいと願う体からどんどん離れていくからでしょう。一般的にこのような子どもたちは、自分の体、特に男女の身体的特徴である性器や乳房などに対する抵抗感が強くなります。

前述の実態調査^{*2}では、性同一性障害の方の中で不登校経験者は約25%、自傷行為や自殺未遂経験者は約20%、自殺願望があった方は約70%にもなります。

（*1：毎日新聞, 平成22年4月19日 *2：中塚幹也『性同一性障害の生徒の問題に向き合う』, 中学保健ニュース 1446号）

Q4: 性同一性障害の子どもの治療はどのように行われているのですか？

「心の性」はしつけや治療などで変更することはできません。そのため、性同一性障害の子どもに対しては、自分の体に対する悩みや社会の偏見による苦痛などを軽減するカウンセリングが実施されています。

また、身体的治療としてはホルモン療法、乳房切除術、性別適合手術などがあります。ただし、子どもの治療に関しては、その状態を特に慎重に判断したうえで実施する必要があります。そのために年齢による制限などが設けられていますが、最近の深刻な状況を考慮し、ホルモン療法の年齢制限が引き下げられるなどの措置がなされてきています。

Q5: 国は性同一性障害の子どもについてどのように考えていますか？

文部科学省は平成22年4月に「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について（通知）」、平成27年4月に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（通知）」、平成28年4月に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）周知資料」を出しました。その中で次のように述べています。

- 性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うこと。
- 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであること。

Q6: 性同一性障害の子どもをどのように支援すればよいのでしょうか？

教職員・保護者・医療関係者が連携し、性同一性障害の子どもの支援にあたるのが大切です。ポイントは次の3つです。いずれの場合も、当事者本人、保護者のプライバシーに十分配慮してください。

① 性同一性障害の子ども自身への支援

子どもが自分の心情をありのまま相談できる体制を整えてください。話を聞いてくれるだけで苦痛が軽減される子どももいます。学校に対して相談できない子どもの場合は、相談機関（裏面参照）があることをそれとなく示してください。

そのうえで性同一性障害にかかわるような悩み（例えば 制服を着たくない トイレが使用できないなど）を訴えれば、本人や保護者の心情に十分配慮しながら話し合いを重ねて解決策を検討していきましょう。また、必要に応じて医療関係者と連携していくことが大切です。

注意しておきたいのは、思春期以前の性別への違和感は一時的な場合があり、成長につれて違和感がなくなる場合があるということです。本人の訴えに応じて軽はずみに将来の方向性を断定したり、また反対に本人の訴えを軽視したりすることがないように、心の成長に応じて柔軟に対処する姿勢が求められます。

② 在校生全体が多様な性への理解を深めるための支援

性同一性障害の子どもが偏見の目で見られたり、いじめを受けたりすることがないように校内環境を整える必要があります。その一環として、発達段階に応じて在校生全体に対し性同一性障害に関する正しい理解を図っていくことも重要です。

③ 保護者への性同一性障害の情報提供

保護者が「うしろめたい気持ち」をもつと、当事者本人の将来への展望がひらけなくなります。本人とともに保護者を支援することが大切です。そのためにも正しい知識を提供する必要があります。